

## しもつけしハートフルプラン(第5期下野市障がい者福祉計画)に基づく各事業の平成30年度実績及び評価等について

## I 生活・相談支援体制の充実

## 1 障害福祉サービス・生活支援事業の充実

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 訪問系サービス (居宅介護、同行援護等)	社会福祉課	◇障がい児・者が住み慣れた自宅において、自立した生活を送れるよう、利用者、施設入所者及び入院者の地域移行者を働き、適切なサービスを提供します。	【社会福祉課】 訪問系サービス 利用時間 1,435時/月 利用者数 94人/月 居宅介護 利用時間 1,250時/月 利用者数 83人/月 同行援護(視覚障がい者) 利用時間 60時/月 利用者数 4人/月 行動援護 利用時間 125時/月 利用者数 7人/月			
2. 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練等)	社会福祉課	◇障がい者が施設等において、就労訓練やリハビリテーション、創作的活動等、日中活動を行うサービスを提供します。	【社会福祉課】 生活介護 利用時間 2,600日/月 利用者数 130人/月 自立訓練(生活訓練) 利用時間 24日/月 利用者数 3人/月 宿泊型自立訓練 利用時間 112日/月 利用者数 4人/月 就労移行支援 利用時間 240日/月 利用者数 15人/月 就労定着支援 利用時間 5日/月 利用者数 1人/月 就労継続支援A型 利用時間 627日/月 利用者数 33人/月 就労継続支援B型 利用時間 2,090日/月 利用者数 110人/月 療養介護 利用時間 6日/月 短期入所(福祉型) 利用時間 77日/月 利用者数 11人/月 短期入所(医療型) 利用時間 24日/月 利用者数 4人/月			
3. 居住系サービス (共同生活援助、施設入所支援等)	社会福祉課	◇在宅での生活が困難な障がい者に、居住の場と日常生活の支援を行うサービスを提供します。	【社会福祉課】 自立生活援助 利用者数 1人/月 共同生活援助(グループホーム) 利用者数 52人/月 施設入所 利用者数 59人/月			
4. 計画相談支援 (計画相談支援、地域移行支援等)	社会福祉課	◇障害福祉サービス等の利用や継続に際し、障がい児・者の心身の状況や環境等を働きかけたサービス利用計画を作成するとともに、定期的に相談支援を担うサービスを提供します。 ◇医療機関や関係機関と連携し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行や、定着を支援するサービスを提供します。	【社会福祉課】 計画相談支援 利用者数 68人/月 地域移行支援 利用者数 1人/月 地域定着支援 利用者数 1人/月			
5. その他の障害サービス(自立支援医療、補装具給付)	社会福祉課	◇障がい児・者が心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を行うために必要な医療費助成サービスや、障がい児・者の失われた身体機能を補完または代償する補装具を給付します。	・障害者(児)に対し、その状況に見合う補装具を支給する。	・平成30年度補装具支給実績 支給件数:136件 ※児20件、者116件 支給金額:14,386千円	A	・障がい児者の増加に伴い今後も増加が見込まれるため、適正に支給する必要がある。
6. 地域生活支援事業(相談支援、成年後見制度利用支援等)	社会福祉課	◇障がい児・者がその能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援などのサービスを提供します。	・障がい者相談支援事業 実施箇所数 1か所 ・基幹相談支援センターの設置の有無検討 ・基幹相談支援センター等の機能強化事業検討 ・住宅入居等支援事業検討 ・成年後見制度利用支援事業 利用者数 1人/年 ・成年後見制度法人後見支援事業検討	・下野市地域自立支援協議会において協議し、相談支援体制の充実を図るために平成31年度から基幹相談支援センターの設置方針を固めた。 ・成年後見制度利用支援事業については、対象者が助成要件から外れたことで実績は0人/年となった。 ・下野市社会福祉協議会と連携し、法人後見支援事業の検討を行った。	A	・基幹相談支援センターを設置後、その役割が機能するよう運営をしていく必要がある。 ・成年後見制度を含め、制度の普及啓発に努める必要がある。 ・下野市社会福祉協議会が円滑に法人後見事業を担えるよう支援していく。

## 2 相談支援・情報提供体制の充実

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 相談支援体制の充実	社会福祉課	◇障がい種別や相談内容が複雑多岐化していることから、相談支援機能強化のため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援センターを平成32年度末までに設置することを目標とします。	・下野市地域自立支援協議会での協議を重ね、平成31年度から稼働できるよう関係機関等と検討を進める。	・下野市地域自立支援協議会において協議し、相談支援体制の充実を図るために平成31年度から基幹相談支援センターの設置方針を固めた。	A	・基幹相談支援センターを設置後、その役割が機能するよう運営をしていく必要がある。
2. 情報提供体制の充実	社会福祉課	◇障がいのある人が必要とする情報を取得することができるよう、広報紙やインターネット等を活用しながら分かりやすく発信するほか、保健福祉ガイドブックや各種媒体による情報発信に努めます。	・自立支援協議会での協議を重ね、就労実績の例などを紹介し、障がいを持つ方やご家族の方へ就労への情報を提供する。	・下野市地域自立支援協議会の3部会において協議し、障がい者就労の実態や特別支援学校における就労支援の取り組みについて広報紙を用いて周知した。 ・ホームページや広報紙、保健福祉ガイドブックを用いて情報発信に努めた。	B	・ホームページにおいて更新作業が必要な記事があるため、今後改善していく必要がある。

## 3 共生社会に向けた包括的な連携推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 地域自立支援協議会	社会福祉課	◇地域の障がい福祉に関わる人材・機関を中心に、障がい児・者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	年4回開催し、「就労部会」「子ども部会」「相談支援部会」にてそれぞれの課題について協議し、第5期下野市障がい者福祉計画の実績も加味した上で総合的に計画の評価を行う。	・下野市地域自立支援協議会を年4回計画的に実施した。また、3部会において地域課題の共有と解決策について協議し、第5期下野市障がい者福祉計画の指針に基づき取り組みを推進した。	B	・部会だけの取り組みには限界があるため、今後はワーキンググループの活用を積極化し、更なる取組推進を行う必要がある。
2. 関係機関との連携強化	社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 学校教育課	◇障がいだけでなく、子ども、高齢者等も関連する複雑多岐にわたる相談事例に対し、どこに相談しても適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の横断的な連携強化に努めます。 ◇65歳に到達した障がい者が、円滑に介護保険に移行できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターを始めとする関係機関との連携に努めます。	【社会福祉課】 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、専門職の配置するなどして様々な相談に対応していく。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進に努めました。 ・代表者会議2回 ・実務者全体会1回 ・実務者進行管理部会4回 ・受理会議81回 ・個別ケース検討会議45回 ・定期学校訪問 各小中学校年5回 【高齢福祉課】 相談支援専門員とケアマネジャーの研修会を開催。スムーズな移行のための連携体制の推進を図ります。 高齢者本人・家族が障がい特性に応じた支援が必要な場合、障がい者相談支援センターと連携を図りながら対応します。 【健康増進課】 毎月1回こども福祉課保健師、養育支援訪問員と健康増進課保健師、助産師、心理士により、妊娠届出書やこんにちは赤ちゃん事業訪問結果をもとに「こんにちはあかちゃん事業ケース検討会議」を継続していきます。 ・必要時、支援ケースについて、ケース検討会議を関係機関と実施していきます。 【学校教育課】 学校を通して報告される子どもとその家庭についての相談事案に対し、学校教育サポートセンターを始め、地区のSSWや児童相談所、福祉機関等と連携して対応を図る。 ・定期学校訪問 ・サポートセンター相談ケース数86件(7月現在)	【社会福祉課】 ・下野市地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会、就学支援委員会、ケアマネジャー合同研修会等の枠組みを活用し、市及び障がい者相談支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、複雑多岐に渡る相談に対応した。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進に努めた。 ・代表者会議2回 ・実務者全体会1回 ・実務者進行管理部会5回 ・受理会議88回 ・個別ケース検討会議37回 ・定期学校訪問各小中学校年5回 【高齢福祉課】 相談支援専門員とケアマネジャー連絡協議会との合同研修会開催 H31.1.21「専門職として『地域共生社会』について考える」 参加者:58名 ・地域包括支援センター主催「地域ケア個別会議」への障がい者相談支援センター・相談支援専門員の参加:3回 ・障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行:相談支援専門員・地域包括支援センター・ケアマネジャーで事前にケア会議を開催し情報を共有し支援している 【健康増進課】 こんにちは赤ちゃん訪問ケース会議を月1回計12回開催し、支援方針を検討した。 ・要支援妊婦検討 205件 ・新生児及び乳児検討 174件 ケース検討会議の開催及び出席計12回 【学校教育課】 学校を通して報告される子どもとその家庭についての相談事案に対し、学校教育サポートセンターを始め、地区のSSWや児童相談所、福祉機関等と連携して対応を図った。 ・定期学校訪問 ・サポートセンター相談	A	【社会福祉課】 ・平成31年度に設置見込の基幹相談支援センターを中核として、更なる連携強化を図る必要がある。 【こども福祉課】 ・H30年度は十分な検討ができるよう要保護児童対策地域協議会進行管理部会を5回に増やした。今後も連携強化に努めていきたい。 【高齢福祉課】 ・複雑多様化する地域課題の中で、高齢者と障がい者が共に支援対象者となる事例が多い。障がい者相談支援センターとの連携は必須であり、今後、共生社会に向けた取組が重要である。 【健康増進課】 ・平成30年度から妊娠届出時アンケートの点数化を図った。その結果、検討すべきケースが明確化された。 今後もこんにちは赤ちゃん訪問ケース会議とケース検討会を継続し内容の充実を図る。 【学校教育課】 ・今後も継続して実施していく。

4 地域生活の場の確保

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 自立した生活の場の確保	社会福祉課	◇障がいのある方の「親なき後」の自立した生活支援、また入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、グループホーム等の誘致を推進し、地域生活の場の確保を支援します。	グループホーム等の誘致を推進するため既存事業者へ働きかけを行います。	・市内外を問わず、各事業者にグループホームの必要性等を説明したが、具体的に進展した情報は入っていない。	C	引き続き各事業者に対しグループホームの必要性について説明し、誘致推進に取り組む必要がある。
2. 緊急時の受け入れ先の確保	社会福祉課	◇安定した地域生活が送れるよう、緊急時の受け入れ先の確保等に努めます。	・障がい者相談支援センターと連携した24時間365日の相談支援体制 ・短期入所施設との情報共有	・夜間休日における相談支援体制を確保するため、障がい者相談支援センターとの連絡体制強化に努めた。	B	緊急時における受け入れ先の確保が出来ていないため、今後は地域生活拠点事業に取り組む必要がある。

5 権利擁護の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 権利擁護	社会福祉課 高齢福祉課 安全安心課	◇意思表示や自己決定など、判断能力が十分でない障がい者の人権や権利を擁護するため、下野市社会福祉協議会や司法書士会リーガルサポート等の関係機関と連携し、あすてらすや成年後見制度の利用推進に努めます。 ◇障がい者が訪問販売や電話勧誘販売等による契約のトラブルなどに巻き込まれないよう、下野市消費生活センターを始めとする関係機関と連携し、権利擁護に努めます。	【社会福祉課】 基幹相談支援センターを立ち上げ権利擁護に関する相談にも対応していく。 【高齢福祉課】 障がいの有無に関わらず、概ね65歳以上の方で判断能力が十分でない方に対して、地域包括支援センターと連携しながら相談・支援を実施していきます。 【安全安心課】 消費者センターでは、訪問販売等の契約に関するトラブルなど消費者被害の未然防止に向けて、関連各課及び関係機関と連携を図りながら、権利擁護に努めていく。	【社会福祉課】 ・平成31年度から基幹相談支援センターの設置方針とし、その構成員として社会福祉士を配置する方針を固めた。 【高齢福祉課】 地域包括支援センターと連携し成年後見制度利用のための相談支援を実施している。 相談実人員：27名、延べ相談件数173件(H30.4月～H31.1月) 【安全安心課】 ・下野市消費生活センターでは、県や他市町の消費センター、関係機関とも連携をとり、消費者被害防止啓発、各種相談業務を実施。相談受付は、月～金曜日の午前9時～午後5時。登録相談員3名のうち1名が常駐。平成30年度の相談受付総数は444件	B	【社会福祉課】 ・今後は基幹相談支援センターを中核として障がい児者の権利擁護に注力していく。 【高齢福祉課】 今後、認知症高齢者の増加、家族課題の多様化により、成年後見制度についてのニーズは高まっていくと思われる。さらに相談体制・啓発を充実させたい。 【安全安心課】 ・契約トラブルや詐欺、悪質商法の相談件数は年々右肩上がり、県の相談員との情報交換の機会を増やしたり、各種研修参加により相談員のスキルアップを図り、相談体制をより強化していく。
2. 虐待の防止	社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 学校教育課	◇障がい児・者に対する虐待の防止や早期発見、対応を図るため、医療機関や福祉事業者、教育機関、地域住民等、関係機関との連携を密にし、地域全体で虐待の防止に努めます。 ◇虐待の通告あるいは通報を受けた場合、適切に対処するために速やかに事実確認を行い、被虐待者の保護と支援に努めます。	【社会福祉課】 相談支援センターに基幹型の機能を強化し、虐待に係る相談・通報等を受け適切に対処する。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童地域対策協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進に努めました。また、児童虐待防止活動の一環としてオレンジリボンキャンペーン事業を実施しました。 ・児童虐待防止講演会 8/23 105人 ・児童虐待防止に関する普及啓発活動 啓発グッズの配布 11/5 天平の芋煮会 11/25 福祉フェスタ 児童館5か所に配付 子育て支援センターつくしに配付 【高齢福祉課】 虐待の防止や早期発見、対応のため、関係機関の代表者等を委員とする高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年一回開催し、市内での虐待の状況や対応について情報共有し、地域全体で虐待の防止に努めます。 また、通告あるいは通報を受けた場合は、各地域包括支援センターと連携し、被虐待者の保護と支援のための速やかな対応を行います。 【健康増進課】 ・生後4か月までの乳児を持つ家庭全てに対し、こんには赤ちゃん訪問事業を継続実施していきます。 ・産後1か月健診時と赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病自己質問票(EPDS)を継続実施していきます。産後1か月健診時及び訪問時に母親の精神状態を把握することで、早期に対応することが出来ます。 ・継続して、乳幼児健診(4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)の間診票に虐待チェック項目を盛り込み、チェックがあった時は、個別に対応し、必要時心理相談に繋いでいきます。 【学校教育課】 学校と警察、医療機関、児童相談所、保健機関等の連携の強化を図る。 また、児童虐待防止活動の一環としてオレンジリボンキャンペーン事業を幼小連携協議会の研修会を兼ね、市内全小中学校の教員が参加した。	【社会福祉課】 ・平成31年度から基幹相談支援センターの設置方針とし、権利擁護を担う社会福祉士の配置方針を固めた。 ・障がい者施設における虐待事案が発生したが、関係機関との協力の上で被虐待者の安全確保に努めた。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童地域対策協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進に努めた。また、児童虐待防止活動の一環としてオレンジリボンキャンペーン事業を実施した。 ・児童虐待防止講演会 8/21 79人 ・児童虐待防止に関する普及啓発活動 啓発グッズの配布 11/4 天平の芋煮会 11/24 福祉フェスタ 児童館5か所に配付 子育て支援センターつくしに配付 【高齢福祉課】 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催(H31.3.26) ・地域包括支援センターと連携し、相談支援を実施 地域包括支援センターでの相談件数：実人数24名、延べ件数：149件(H30.4月～H31.1月) ・ケアマネジャー連絡協議会で「高齢者虐待対応」についての研修会を開催H31.2.19 参加者：55名 【健康増進課】 生後4か月までの乳児を持つ家庭に、こんには赤ちゃん訪問を実施：428件 産後1か月健診でのエジンバラ産後うつ病自己質問票(EPDS)実施者：394人。その結果、高値の方に対して個別支援を実施した。 乳幼児健康診査(4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)での個別心理相談を実施：131件 【学校教育課】 ・様々な機会を通じて学校と警察、医療機関、児童相談所、保健機関等の連携の強化を図った。 また、児童虐待防止活動の一環としてオレンジリボンキャンペーン事業を幼小連携協議会の研修会を兼ね、市内全小中学校の教員が参加した。	A	【社会福祉課】 ・平成30年度には障がい者施設での虐待が発生してしまったため、今後虐待を防止するための取り組みについてより一層推進していく必要がある。 【こども福祉課】 今後も児童虐待の防止のため関係機関との更なる連携を図っていききたい。また、講演会・イベント等啓発活動に努めていきたい。 【高齢福祉課】 関係者間で虐待対応についての支援方法を共有し、適切な対応を行うことが求められる。 【健康増進課】 今後もこんには赤ちゃん訪問事業、産後1か月健康診査及び赤ちゃん訪問時でのエジンバラ産後うつ病自己質問票(EPDS)の継続実施を行い、乳幼児健康診査においても間診票に虐待チェック項目を盛り込み、チェックがあった時は、個別に対応し、必要時心理相談に繋いでいく。 2019年度からは産後2週間健診の助成を開始したため、エジンバラ産後うつ病自己質問票(EPDS)も実施するため、その結果を踏まえ早期支援を図る。 【学校教育課】 ・今後も継続して実施していく必要がある。

## 6 移動支援の充実

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 移動支援の充実	社会福祉課 安全安心課	<p>◇福祉タクシー利用助成制度については、内容等の見直しの検討を行い、制度の充実及び利用促進に努めます。</p> <p>◇公共交通であるデマンドバスの制度周知、普及啓発を図るとともに、利便性の向上や利用促進に努めます。また、協定事業所等への障がい者理解及び運転手等への制度周知を図ります。</p> <p>◇移動支援事業の周知のため、窓口等において普及啓発を図ります。</p>	<p>【社会福祉課】 福祉タクシーについては、申込・配布先を市役所窓口へ一本化していく。手帳交付時に手続きが行えるようにし、利用促進を図る。</p> <p>【安全安心課】 民生委員へのデマンドバス制度説明を実施。窓口等において、随時利用案内する等普及啓発を図ります。</p>	<p>【社会福祉課】 福祉タクシー券の申込・配布先について協議し、平成31年度から市役所窓口への一本化の方針となった。</p> <p>・手帳交付時において福祉タクシー券の案内を徹底し、利用促進を図ることができた。</p> <p>【安全安心課】 窓口等において、随時利用案内する等普及啓発を図った。</p>	B	<p>【社会福祉課】 ・まだまだ障がい者の移動支援の充実とは言えない現状のため、引き続き関係機関との連携強化の上で取り組む必要がある。</p> <p>【安全安心課】 デマンドバスの利用の問い合わせや、各課窓口で移動手段等の相談を受け付けた際にデマンドバスについて案内する機会があった。</p> <p>引き続き利用案内等普及啓発を実施するとともに、需要の増加に対応できるよう、地域公共交通会議で協議検討する。</p>

II 障がい児支援体制の充実

1 保育・療育環境の充実

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 保育所等における障がい児保育等の充実	こども福祉課	◇保育所、認定こども園、幼稚園において、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備及び保育士等の障がいに対する知識向上や指導者の育成に努めます。	【こども福祉課】 毎年1回障がい児保育に関する研修会を開催し、保育士等の知識向上に努める。 障がい児研修会の実施 平成29年7月10日・18日(2日間) 参加者:市内保育士・幼稚園教諭56名	【こども福祉課】 毎年1回障がい児保育に関する研修会を開催し、保育士等の知識向上に努める。 障がい児研修会の実施 平成30年6月29日 参加者:市内保育士・幼稚園教諭50名	B	例年同様研修を実施した。障がい児を取り巻く状況は毎年変化しているため、適切な保育をするため最新の情報が必要になる。今後も、研修を行い知識向上を図る。
2. 放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ推進	こども福祉課	◇児童の放課後や長期休業中の安全・安心な居場所として、集団に対応できる児童に対し、放課後児童クラブ等における受入れ体制の整備に努めます。	【こども福祉課】 専門的知識等を有する職員の確保が困難なため、保護者の相談を受けて関係機関や障害福祉サービス施設と連携を図りながら、安全・安心な居場所の提供に努めています。 毎年障がい児対応研修を受け、支援員等の資質向上に努めています。 ・自立支援協議会主催研修会 12/7	【こども福祉課】 専門的知識等を有する職員の確保が困難なため、保護者の相談を受けて関係機関や障害福祉サービス施設と連携を図りながら、安全・安心な居場所の提供に努めています。 毎年障がい児対応研修を受け、支援員等の資質向上に努めています。 ・自立支援協議会主催研修会 平成31年1月23日 参加者:児童館館長・放課後児童支援員38名	B	例年同様研修を実施した。今後も、研修を行い支援員等資質向上を図る。
3. 障害児福祉サービス体制の充実	社会福祉課	◇療育支援や放課後等デイサービスの必要な支援が受けられるよう、提供体制の確保に努めます。	・現在、5か所の開所している。今後も開所に向け働きかけを行う。	・新たに放課後等デイサービス事業所の開所予定の情報入手し、円滑な開所に向けて情報提供と開所に係る手続き等の助言を行った。	B	・相談支援専門員を擁する障がい児指定特定相談支援事業所が不足しているため、引き続き市内外事業所に働きかけが必要である。

2 特別支援教育の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 乳幼児健診等による早期の支援介入	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課	◇一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた保育・療育・教育を適切に受けられるよう、乳幼児健診や就学時健診などを通じ関係機関等と連携を図り、早期からの一貫した支援を行えるよう努めます。	【社会福祉課】 ・乳幼児健診を所管する健康増進課や要保護児童対策地域協議会を所管するこども福祉課等、関係機関等と連携を強化する。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進により、早期介入及び支援に努める。 【健康増進課】 ・乳幼児健診(4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)を毎月対象月齢ごとに継続実施していきます。 ・継続して5歳児健康相談(年中児を対象)は、専門職が市内の各園に出向いて集団保育の様子を観察し、保護者の相談に応じます。必要時、就学相談に繋いでいきます。 ・二次健診を隔月で、発達に遅れのあると疑われる児及び保護者に対し、専門的な診察と相談指導を継続実施していきます。 【学校教育課】 学校教育サポートセンターを中心に、関係機関や、幼小をつなぐ就学支援の充実を図る。幼小連絡協議会を通して、市内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との情報交換を行い、支援の引継ぎに努める。	【社会福祉課】 ・障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう、関係機関と連携を密に取り、円滑な支援体制構築に努めた。 【こども福祉課】 要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健機関等の地域ネットワークの推進により、早期介入及び支援に努める。 【健康増進課】 ・乳幼児健診(4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)を毎月対象月齢ごとに継続実施した。未受診者の全数把握にも努めた。 ・各健診とも年12か実施 ・受診者数と受診率 4か月健診:431人 99.1% 9か月児健診:420人 98.8% 1歳6か月児健診:478人 98.8% 3歳児健診:473人 98.7% ・5歳児健康相談を市内13園に専門職(保健師・心理職・保育士・教育関係職員・作業療法士等)が出向いて実施した。その結果を踏まえ、保護者の相談を実施し、必要時、就学相談に繋げた。 ・集団観察実人数 480人 ・個別相談実人数 40人(市外通園児含む) ・発達に遅れがあると疑われる児及び保護者を対象に二次健診を実施した。 ・実施回数 6回 ・受診者 32名 【学校教育課】 サポートセンターを中心とした就学相談、幼小連携授業において研修会を4回実施。	A	【社会福祉課】 ・今後も継続して関係機関と連携を強化し、切れ目ない支援の提供に努める必要がある。 【こども福祉課】 ・今後も関係機関と連携し、要保護児童等について、早期介入及び支援に努める。 【健康増進課】 ・乳幼児健康診査、5歳児健康相談、二次健診を今後も継続し、関係機関との連携を強化する。 【学校教育課】 今後も継続して実施していく。
2. 特別支援教育の充実	学校教育課	◇特別支援教育に携わる教職員や学校教育サポートセンターの職員の資質や専門性の向上を図るとともに、障がいのある児童生徒が安心して学習・生活ができるよう、一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。	【学校教育課】 市内の特別支援教育に係わる教職員に対する研修会の実施や情報交換に努める。 ・特別支援教育コーディネーター研修 2回 ・特別支援学級担任研修会 2回 学校訪問研修(各校1~2回) ・通級指導教室担当者研修 2回 ・学校生活支援員(介助)研修 2回	【学校教育課】 市内小中学校特別支援教育に関する研修の実施。 ・特別支援コーディネーター研修会(5/21,7/25) ・特別支援学級担任研修会(4/17,7/25) ・学校訪問研修(各校1回) ・通級指導教室担当者研修(4/19,7/25) ・学校生活支援員(介助)研修 11/22	B	【学校教育課】 今後も、教職員の指導力の向上を図る研修を実施。

### 3 医療的ケア児の支援体制の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 医療的ケア児の支援体制の推進	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課	◇医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに県南障害保健福祉圏域内に設置することを目標とします。	<p>【社会福祉課】 ・関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに県南障害保健福祉圏域内に設置する。</p> <p>【こども福祉課】 保育園において医療的ケア児の受け入れが可能となるよう看護師等の人材確保に努める。</p> <p>【健康増進課】 出生時から適切な支援が受けられるよう、またその保護者もレスパイトを含めた支援が受けられるよう関係機関と連携を図りながら支援していきます。</p> <p>【学校教育課】 現在の学校体制においては、医療的ケア時の受け入れは困難であるが、協議の場において検討を図る。</p>	<p>【社会福祉課】 ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるための課題整理と連携強化のため、平成30年度末までに医療的ケア児等支援協議ワーキンググループを下野市単独で設置した。</p> <p>【こども福祉課】 毎月広報に保育士募集とともに看護師等の募集についても掲載し人材確保に努めているが、思うように集まらない状況であり、医療的ケア児の受け入れも困難である。</p> <p>【健康増進課】 お誕生連絡票提出時面接や乳幼児健康診査、医療機関からの連絡等により、対象児の把握に努め、必要時関係機関との連携を図り支援を実施した。</p> <p>【学校教育課】 ・医療的ケア児等支援協議ワーキンググループにおいて情報交換を実施した。</p>	B	<p>【社会福祉課】 ・協議の場を活用し、今後は医療的ケア児の実態調査を実施していく必要がある。</p> <p>【こども福祉課】 ・看護師等の募集は継続して行っているが、なかなか希望者がおらず人材確保ができていない。今後も募集について広報していく。</p> <p>【健康増進課】 ・今後も出生時から適切な支援が受けられるよう関係機関との連携に努める。</p> <p>【学校教育課】 ・現在は、医療的ケア児は体制のある特別支援学校に入学することが多い。</p>

### 4 福祉と教育の連携による切れ目ない障がい児支援体制の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 障がい児の相談支援体制の充実	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課	◇障がい児がそれぞれのライフステージにおいて、乳幼児期から就学期、就学期から成人期に円滑に移行できるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携を密にした支援体制の充実に努めます。 ◇発達障害や高次脳機能障害等、より専門的な対応を必要とする障がい児やその家族に対し、栃木県発達障害者支援センター『ふぉーゆう』や下野市障がい者相談支援センター等と連携し、適切な相談支援に努めます。	<p>【社会福祉課】 相談支援センターに基幹型の機能を強化し、名称も「障がい児・者相談支援センター」として、【児】を表記することで支援体制のPRを図る。</p> <p>【こども福祉課】 小学校入学時に保育園から小学校に保育所児童保育要録を提供するとともに、園での様子を伝え、円滑な移行に努める。</p> <p>【健康増進課】 乳幼児期から療育機関、就園及び就学と円滑に移行できるよう、関係機関と連携を今後も図り支援していきます。</p> <p>【学校教育課】 幼小連絡協議会や就学支援委員会を中心に支援の引継ぎを行うとともに、関係諸機関との連携の調整に努める。</p>	<p>【社会福祉課】 ・平成31年度から設置予定である基幹相談支援センターの名称に『障がい児者』と児を表記する方針を固め、児に対する支援体制のPRを図った。</p> <p>・ライフステージごとに適切な支援を受けられるよう、切れ目ない支援の共通認識を関係機関と様々な場において共有を図った。</p> <p>【こども福祉課】 小学校入学時に保育園から小学校に保育所児童保育要録を提供するとともに、園での様子を伝え、乳幼児期から就学期への円滑な移行に努めている。</p> <p>【健康増進課】 ・療育機関への通所や就園、就学についての相談の場の設置や関係機関との連携を図り支援を実施した。</p> <p>【学校教育課】 支援の必要な幼児について、幼小連携事業の中で幼・保・こから小学校への引継ぎのための情報交換会を2月に地区ごとに実施。市内全ての園から小学校に、必要な支援情報の引継ぎを行った。</p>	A	<p>【社会福祉課】 ・切れ目ない支援のためのツールである『サポートファイル』の活用について普及していないため、今後検討する必要がある。</p> <p>【こども福祉課】 ・保育園・幼稚園から小学校への移行については、児童の正確な情報を把握することが重要となるため、要録の作成に当たっては園での生活がよく伝わるよう配慮し作成する。</p> <p>【健康増進課】 ・今後も乳幼児期からスムーズな支援ができるよう関係機関との連携に努める。</p> <p>【学校教育課】 ・引き継いだ情報をよりよい支援に活かしていく必要がある。</p>

Ⅲ 社会参加の支援

1 多様な就労機会の確保と推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 就労支援体制の強化	社会福祉課	◇就労を希望する障がい者に対し、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、関係各課等と連携し、障がい者の就労や定着支援を行います。 ◇単身生活で就労する障がい者が安定した生活がおくれるよう、関係機関と連携し、就労と生活の支援を行います。	・下野市地域自立支援協議会の就労部会において、障がい者の就労に結びつく支援策の協議を行う。	・下野市地域自立支援協議会の就労部会メンバーを中心とし、障がい者の就労促進に繋がる取組について協議を重ねた。 ・ハローワークと共同して『精神障がい・発達障がいしごとサポーター養成講座』を開催し、障がい者の就労支援体制の強化を図った。 ・相談支援業務の一環として、関係機関と連携して就労支援を行った。	B	・今後は農福連携について先進地や有効事例等の情報収集に努め、下野市に合う形の事業展開を推進する必要がある。
2. 障がい者雇用に対する理解促進	社会福祉課	◇障がい者雇用の促進に向けて、実際の雇用事例等を広報紙やホームページ等を活用し、理解促進に努めます。 ◇雇用する側と雇用されたい側との相互理解を図るための情報発信を行います。	・障がい者週間にあわせ、広報に掲載し理解促進に努める。 ・企業や障害者就業・生活支援センター(めーぶる)と情報共有し雇用につなげる。	・就労部会の取組として、特別支援学校の就労支援の紹介や、障がい者枠での就労の実態についてインタビュー記事を広報紙に掲載した。 ・ハローワークと共同して『精神障がい・発達障がいしごとサポーター養成講座』を開催し、障がい者の就労支援体制の強化を図った。	B	・広報紙やホームページをより一層活用し、勉強会や講演会も交えながら企業向けの理解促進活動に注力していく必要がある。
3. 官公需の促進	社会福祉課	◇『下野市障がい者優先調達推進方針』に基づき、障害者就労支援事業所等の提供する物品・役務の優先調達を推進します。	・庁内各部署に予算要求時には、優先調達を取り入れるよう案内していく。	・予算要求時に庁内各部署が優先調達を取り入れられるよう、時期を見て周知喚起に努めた。 ・庁内WEBを活用し、優先調達の重要性について周知を図った。	A	・優先調達の目標額を達成することができているが、今後も引き続き維持できるように注力していく。

2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 活動への支援、情報発信	社会福祉課 生涯学習文化課 スポーツ振興課	◇文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進や活動への支援に努めるとともに、障がい児・者が各種講座、イベント等に気軽に参加できるよう合理的配慮に努めます。 ◇各種講座、イベント等の情報を広報紙、ホームページ等を活用し、障がい児・者の活動促進に繋がるよう努めます。	【社会福祉課】 ・しもつけふくしフェスタや障がい者週間を活用し、様々な活動への参加促進や活動への支援に努める。 【生涯学習文化課】 ・講演会の際、障がい者スペースを設けることに努める。 ・講演会等のチラシを社会福祉協議会や社会福祉課窓口付近などに掲示・配布依頼を行う。 【スポーツ振興課】 ・イベント情報(障がい者スポーツ交流会の開催)について広報紙にて周知する。	【社会福祉課】 ・平成30年度しもつけふくしフェスタや障がい者週間において下野市地域自立支援協議会ブースを設置し、文化作品の展示や販売等を通じて様々な活動の周知に努めた。 ・広報紙やホームページを活用し、情報発信に努めた。 【生涯学習文化課】 ・ひと・まちづくり講演会 8月4日(土)開催 参加者:76名 会場に十分なスペースがあったため、特に障がい者スペースは設けなかった。 ・人権教育講演会 12月1日(土)開催 参加者:230名 要約筆記を依頼し、要約筆記を必要とされる方がスクリーンを見やすい座席を準備した。 開催チラシを社協や社会福祉課前のラックに配架した。 【スポーツ振興課】 ・障がい者スポーツ交流大会の周知については、広報紙10月号に記事を掲載して行った。	B	【社会福祉課】 ・今後も様々な機会・媒体等を活用し情報発信に努める。 【生涯学習文化課】 今後も適切な配慮の留意し、講演会などを開催していく。 【スポーツ振興課】 ・さらに多くの方に参加してもらうには、広報紙のほかにホームページやチラシを利用した周知が必要である。参加者が増えた際には、ボランティア等の運営側の人数を増やす必要があると考えられる。
2. 障がい児・者スポーツの推進	社会福祉課 スポーツ振興課	◇障がい児・者のスポーツ活動の促進のため、障害者スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ推進委員会等の関連団体と連携を図り、障がい児・者が楽しめるスポーツ普及のための教室等を開催します。 ◇2020東京パラリンピックや平成34年栃木県開催の全国障害者スポーツ大会等をきっかけとし、障がい児・者スポーツの機運醸成に努めます。	【社会福祉課】 ・福祉フェスタや障がい者週間を活用し、PRを図る。 【スポーツ振興課】 ・障がい者スポーツ交流会の実施(H29.11.11)→参加者63名(内、ボランティア6、スポーツ推進委員14) ・障がい者スポーツ教室の実施(NPO法人夢くらぶ国分寺)→3回実施(延べ参加者135名)	【社会福祉課】 ・平成30年度しもつけふくしフェスタや障がい者週間において下野市地域自立支援協議会ブースを設置し、障がい者スポーツのPRを図った。 【スポーツ振興課】 市主催のイベントを1回、総合型地域スポーツクラブ主催のイベントを2回開催した。 ・障がい者スポーツ交流会(市主催)・・・11月10日開催。参加者74名(内ボランティア9名)。 ・第1回障がいのある方も楽しめるやさしいスポーツ教室(NPO法人夢くらぶ国分寺主催)・・・6月30日開催。参加者40名(ボランティア含む)。 ・第2回障がいのある方も楽しめるやさしいスポーツ教室(NPO法人夢くらぶ国分寺主催)・・・3月2日開催。参加者70名(ボランティア及び一般会員含む)。 ◇第2回障がいのある方も楽しめるやさしいスポーツ教室の際に、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団主催の東京2020応援プログラムB&G巡回写真展「スポーツのチカラ」を開催し、東京パラリンピックへの機運醸成に努めた。	B	【社会福祉課】 ・スポーツ振興課と連携し、今後も障がい者スポーツのPRに努める。 【スポーツ振興課】 ・市主催の障がい者スポーツ交流会については、スポーツ推進委員との打ち合わせを複数回行い、過去の反省点を踏まえて実施種目の選定や運営方法の決定を行った。しかし、準備品や人員配置等について改善点があったため、次回についてもスポーツ推進委員との綿密な打ち合わせを行い、障がい者の方がより参加しやすく、快適にスポーツができるイベントとしたい。総合型地域スポーツクラブ主催のイベントについては、市と同クラブとの間で連携を図り、継続して実施できるようにしたい。 ・東京パラリンピックへの機運醸成の活動については、イベントを実施する際に合わせて行いたい。

### 3 コミュニケーション支援体制の充実

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. コミュニケーション支援体制の充実	社会福祉課	◇コミュニケーション支援として、手話通訳ボランティア育成のため広域での講座開催や、社会参加等のための手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣事業を実施し事業の充実に努めます。 ◇視覚、聴覚等に障がい児・者が円滑にコミュニケーションを図れるよう、適切な日常生活用具の給付に努めます。	【社会福祉課】 小山地区で開催する研修会への参加  適切な日常生活用具の給付に努める。	【社会福祉課】 ・平成30年度に小山地区で開催された研修会に参加した。また、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を通じ、障がい者のコミュニケーション支援に努めた。 ・日常生活用具給付事業の適切な支給により、コミュニケーション支援に努めた。	B	今後も適切に継続していく。

### 4 障がい児・者との地域交流の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 地域活動への参加促進	社会福祉課 市民協働推進課	◇障がい児・者が、地域の活動に参加できるよう、地域への啓発活動や参加しやすい環境づくりを推進します。	【社会福祉課】 しもつけふくしフェスタや障がい者週間を活用し、PRを図る。  【市民協働推進課】 市内の人権意識の高揚を目的に、児童・生徒に対して人権の花運動及び人権集会を実施し、人権擁護委員による講話を行う。 (人権の花運動:6月中、市内小学校6校、講話テーマ「多様性、思いやり」) (人権集会:12月中、市内小中学校16校、講話テーマ「未定」)  市内の人権意識の高揚を目的に、12月の人権週間に合わせ、広報による啓発と人権擁護委員による街頭啓発を行う。 (広報:11月号特集1頁) (街頭啓発:12月上旬1回、啓発品150部)	【社会福祉課】 ・しもつけふくしフェスタに自立支援協議会ブースとして参加し、各団体の活動照会を通じて地域活動のPRを行った。また、障がい者週間においても同様にPRを行った。  【市民協働推進課】 市内の人権意識の高揚を目的に、児童・生徒に対して人権の花運動及び人権集会を実施し、人権擁護委員による講話を行った。 (人権の花運動:5月30日～6月28日、市内小学校6校、講話テーマ「いじめ」) (人権集会:12月4日～25日、市内小中学校14校、講話テーマ「いじめ、人権とは」)  市内の人権意識の高揚を目的に、12月の人権週間に合わせ、広報による啓発と人権擁護委員による街頭啓発を行った。 (広報:12月号特集1頁) (街頭啓発:12月6日、啓発品150部 ふくしフェスタ:11月25日、啓発品120部)	A	【社会福祉課】 ・今後も継続して活動状況のPRに努めていく。  【市民協働推進課】 子どもに対する啓発活動は学校との連携が必須であり、今後も学校での指導内容等と関連したテーマを取り扱い、児童生徒に分かりやすい啓発活動となるよう努めていく。 また、イベント時の市民に対する啓発活動を通して、差別を許さない意識を引き続き醸成していく。
1. 交流活動への参加促進	社会福祉課 学校教育課	◇下野市社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、障がい者相互の情報交換や障がい者団体づくりに対する支援に努めます。また、障がい者団体等の情報を提供し、団体活動への理解や加入促進を図り、交流機会の拡充を推進します。 ◇ふれあいふくし運動会、ふくしフェスタ、障がい児・者交流会等の行事を通じ、地域住民と障がい児・者の交流促進に努めます。 ◇小中学校に通う児童・生徒と特別支援学校に通う障がい児との交流活動を促進します。	【社会福祉課】 福祉フェスタや障がい者週間を活用し、PRを図る。  【学校教育課】 特別支援学校に通う児童生徒の居住地の小中学校との交流活動の充実に努める。	【社会福祉課】 ・しもつけふくしフェスタに自立支援協議会ブースとして参加し、各団体の活動照会を通じて様々な交流活動のPRを行った。また、各種団体の総会等にも参加し、各団体の活動状況の把握と適宜そのPRに努めた。  【学校教育課】 ・国分寺特別支援学校、栃木特別支援学校にかよう児童と、居住地である小学校との交流学習が、年2回実施された。	B	【社会福祉課】 ・今後も継続して交流活動への参加が促進するよう、様々な活動のPRに努めていく。  【学校教育課】 市内の学校と支援学校との計画により実施している。中学生の交流は、生徒の発達段階もあり、難しさがある。



IV 協働によるまちづくりの推進

1 障がいの理解促進と普及啓発

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 障がいの理解促進と普及啓発	社会福祉課	<p>◇障がいや障がい児・者への理解を促進するために、広報紙やホームページ等各種媒体やイベント等の機会を活用するほか、市民を対象とした講演会を開催するなど、周知啓発を図ります。</p> <p>◇障がいや障がい児・者に対する理解のための『ヘルプマーク、ヘルプカード』の普及啓発に努めます。</p>	<p>【社会福祉課】 市広報紙に「障がい福祉瓦版」と題し、毎月掲載し障がい福祉に関する情報を発信します。掲載して欲しい内容等は随時受付します。 『ヘルプマーク、ヘルプカード』は、市広報紙等を活用し周知します。</p>	<p>・市広報紙に障がい福祉に係る様々な内容を記事にした『障がい福祉瓦版』を毎月掲載し、情報を発信した。 ・『ヘルプマーク、ヘルプカード』について市広報紙やホームページへ掲載し、窓口等においてチラシ配布を行い周知した。</p>	B	今後も適切に継続していく。

2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	都市計画課	<p>◇障がい児・者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。</p>	<p>【都市計画課】 都市計画マスタープランにおいて(公共交通網形成)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p>	<p>【都市計画課】 ◇都市計画マスタープランには反映されていない。 ◇具体的な取組を実施していない。</p>	D	<p>【都市計画課】 今年度は具体的な推進策についての可能性を検討したい。</p>
2. バリアフリー化の推進	社会福祉課 都市計画課 建設課	<p>◇栃木県『ひとにやさしいまちづくり条例』に基づき公共施設等のバリアフリー化を推進します。 ◇身体障がい児・者が住み慣れた自宅に住み続けられるよう、住宅改修等により日常生活環境の整備を支援します。</p>	<p>【社会福祉課】 住宅改修等を適切に行い、日常生活環境の整備を支援します。</p> <p>【都市計画課】 交通バリアフリー特定事業計画において(バリアフリー環境整備に向けた支援制度)バリアフリー化の推進</p> <p>【建設課】 自治医大駅東口広場及び市道7002号線について、バリアフリー化に向けた再整備を計画。整備期間は平成31年度～平成35年度。</p>	<p>【社会福祉課】 申請があった住宅改修等について適切な支給決定を行い、日常生活環境の整備に努めた。</p> <p>【都市計画課】 平成18年度に交通バリアフリー特定事業計画を策定済である。しかしながら、支援制度についての検討を実施していない。</p> <p>【建設課】 自治医大東口の再整備計画書を作成中である。</p>	B	<p>【社会福祉課】 今後も適切な支給決定を行い、日常生活環境の整備に努める必要がある。</p> <p>【都市計画課】 今年度は支援制度についての可能性を検討したい。また、広報・ホームページによるバリアフリー情報の充実を図りたい。</p> <p>【建設課】 R1年度 詳細設計 工事着手 R5年度 事業完了予定</p>

3 防災・防犯対策の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 防災、災害時対策の推進	社会福祉課 安全安心課	<p>◇災害時における要支援者の名簿登録を推進し、民生委員児童委員との連携を図り要支援者の支援体制の強化に努めます。また、障がい児・者が避難所において安心した避難生活ができるよう、必要な居住スペースの配慮に努めます。 ◇民生委員児童委員、下野市社会福祉協議会と連携した下野市総合防災訓練等を実施し、防災に関する情報の周知とともに災害時における適切な避難体制の整備に努めます。 ◇災害等の際に支援を得られやすくするため、必要な支援内容を予め記入し所持できる『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。</p>	<p>【社会福祉課】 下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づく社会福祉課の役割を十分把握し対応する。</p> <p>【安全安心課】 民生委員・児童委員、下野市社会福祉協議会と連携した下野市総合防災訓練を、平成30年2月10日(土)に実施する。</p>	<p>【社会福祉課】 下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づき、下野市総合防災訓練において訓練を実施した。</p> <p>【安全安心課】 平成31年2月9日(土)に下野市総合防災訓練を実施し、市と関係機関の約300名が参加した。 ・民生委員児童委員とは安否確認訓練を実施し、災害時での連絡体制や準備などを確認した。</p>	B	<p>【社会福祉課】 今後も継続し、改善点等について適切に対応していく。</p> <p>【安全安心課】 今後は避難所開設訓練や被害状況報告訓練など、新たな訓練項目を増やしていき、有事の際に対応できるように準備を万全としたい。</p>
2. 防犯対策の推進	社会福祉課 安全安心課	<p>◇安全安心に暮らせるよう、警察署と連携を図り、地域における防犯対策の推進と防犯意識の向上に努めます。</p>	<p>【社会福祉課】 下野警察署と連携を図り、精神疾患等の悪化による問題行動が発生しないよう予防活動に努めます。</p> <p>【安全安心課】 下野地区防犯協会によるパトロール等の防犯活動、広報誌による広報活動等を実施する。</p>	<p>【社会福祉課】 下野警察署との連携を強化し、精神疾患等による問題行動を未然に防ぐ予防活動に努めた。</p> <p>【安全安心課】 平成30年12月10日(月)に防犯・防火診断を実施し、市と下野警察署、下野市消防団幹部等、関係機関の約40名が参加した。 ・自治医大駅周辺を4班に分かれてパトロールし、自転車や自動車の鍵の確認、通行人への声掛け等、年末時期の防犯意識の高揚を図った。</p>	A	<p>【社会福祉課】 今後も連携を密にし、継続して取り組む必要がある。</p> <p>【安全安心課】 今後も関係機関との連携を密にし、防犯対策を推進していく必要がある。</p>

#### 4 地域の福祉意識の醸成

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 体験学習・福祉教育の推進	学校教育課	◇子どもの頃から福祉に対する意識を醸成させるため、学校と下野市社会福祉協議会が連携し、様々な体験学習の機会を通し福祉教育活動を推進します。	【学校教育課】 社会科、総合的な学習の時間を活用し、調べ学習や体験学習の充実を図り、福祉教育の推進を図る。	【学校教育課】 総合的な学習の時間を中心に、各小学校で福祉をテーマに学習を実施。社会福祉協議会等の出前授業を活用した。	B	【学校教育課】 各学校の計画によるところが大きい。
2. 地域の人材による啓発活動の推進	社会福祉課	◇地域に根差して活躍する民生委員児童委員や障害者相談員の活動を通し、福祉に対する意識の醸成に努めます。	【社会福祉課】 福祉に対する意識の醸成を図るため効果的な意識啓発や広報活動を推進します。	民生委員児童委員の定例会等において勉強会を開催し、福祉に係る意識の醸成を図ることに努めた。	B	今後も地域の人材との連携を強化するため、各種団体や市民団体を巻き込んだ啓発活動が必要である。

#### 5 地域福祉・ボランティア活動の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. ボランティア活動の推進	社会福祉課	◇下野市社会福祉協議会等と協力し、地域活動のけん引となるボランティア養成活動を支援します。 ◇栃木県南健康福祉センターと連携し、精神障がいピアサポーターの周知に努め、活動の促進に繋がるよう支援します。	・ボランティアセンターの事務局となる下野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援を図る。 ・精神障がいのピアサポーターの協力を得て普及啓発教室を開催し、活動の促進を図る。	・下野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の状況を把握し、ボランティアセンターの周知に努めた。 ・精神障がいのピアサポーターの協力を得て、メンタルヘルスボランティア養成講座において普及啓発を行うと同時に活動促進に努めた。	B	・今後も継続してボランティア活動の促進を図る必要がある。 ・メンタルヘルスボランティア養成講座を『障がい福祉セミナー』と名称を新たにし、積極的に展開していく必要がある。
2. 地域福祉計画推進体制の整備促進	社会福祉課	◇平成29年3月に策定した『第2期下野市地域福祉計画』に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民、福祉関係の事業者・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で地域の福祉課題の解決に取り組めます。	・第2期下野市地域福祉計画の進捗管理を行い、地域の福祉課題の整理を行いながら解決策について協議を進める。	・第2期下野市地域福祉計画の進捗管理を行い、下野市の福祉課題の把握と整理に努めた。	B	福祉計画の上位計画であるため、各計画と連動して福祉課題の解決に進むよう、進捗管理と方向修正を行う必要がある。

#### 6 障がい者差別解消の推進

事業名	担当課	事業内容	取組内容 (回数・参加者等についても記入)	実績 (回数・参加者等についても記入)	評価	所感及び 今後の取組内容
1. 障がい者差別解消の推進	社会福祉課	◇『障害者差別解消法』に基づき、障がいのある方に対し不当な差別的取り扱いの禁止や過重にならない範囲で対応する合理的配慮の提供及びその周知のための普及啓発を図ります。 ◇外見では障がいがあることがわかりにくい方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。	・障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例の共有、情報交換を行い、合理的配慮の提供及びその周知のための普及啓発を図る。	・障害者差別解消支援地域協議会において相談事例の共有及び情報交換を行った。  平成30年度相談数：0件	B	平成30年度の相談数は0件であるが、差別解消法の存在と相談先の周知が不足している可能性もあるため、今後は積極的な情報周知活動が必要である。